

令和 7 年度
一般競争入札による公有物件売却事業
入札説明書
(ユニック付 3 t トラック)

上球磨消防組合

目 次

○	一般競争入札（消防車両売却）等の手続きの流れ	
1	入札物件	P 1
2	売却条件等	P 1
3	入札参加申込資格	P 2
4	入札参加の申込	P 2
5	入札物件の公開	P 3
6	入札申込（参加資格通知後）	P 3
7	開札	P 5
8	落札者の決定	P 5
9	入札結果の公表	P 5
10	入札保証金及び契約保証金	P 5
11	契約の締結	P 5
12	契約の解除	P 6
13	物件の引渡し	P 6
14	引渡し後の手続き	P 7
15	入札に関する質問	P 7
16	問合せ先	P 8
	入札用封筒記入例	P 9

一般競争入札（消防車両売却）等の手続きの流れ

入札の公告

【令和 7 年 11 月 21 日（金）】



入札参加申込み受付、入札物件公開
及び入札物件質問期間

【令和 7 年 11 月 21 日（金）
～令和 7 年 12 月 19 日（金）】

⇒ 受付・公開場所
上球磨消防組合消防本部
(球磨郡多良木町大字多良木 3146 番地 1)

↓ 資格審査

入札申込（入札書）受付期間

【令和 8 年 1 月 5 日（月）
～令和 8 年 1 月 13 日（火）】

⇒ 受付場所
上球磨消防組合消防本部警防課
(球磨郡多良木町大字多良木 3146 番地 1)



開 札

【令和 8 年 1 月 15 日（木）午前 10 時】

⇒ 開札会場
上球磨消防組合消防本部 2 階研修室
(球磨郡多良木町大字多良木 3146 番地 1)



契約締結

【落札通知後、7 日以内】



購入代金入金

【納入通知書受理後、7 日以内】



車両の引渡し

【購入代金完納後、7 日以内】

⇒ 引渡し場所
上球磨消防組合上球磨消防署
(球磨郡多良木町大字多良木 3146 番地 1)



引取車両の報告

【車両引渡し後、以下の期間に報告】

○永久抹消登録をする場合・・・車両引渡し後、60 日以内に報告

抹消登録の分かる書類、解体状況が確認できる写真をご提出ください。

○永久抹消登録しない場合（再利用）・・・車両引渡し後、14 日以内に報告

一時抹消登録の分かる書類、消防章・赤色警光灯・サイレンアンプ等の撤去、
車両に記載された名称等の削除を確認できる写真（車両の全周囲 5 面）をご提出
ください。

入札説明書

上球磨消防組合（以下「当組合」という。）の一般競争入札に参加しようとする者は、本入札説明書を熟読の上で入札に参加してください。

1 入札物件

車	種	いすゞエルフ
型	式	KK-NPR72PR
排 気 量		4,980 cc（軽油）
初 年 度 登 録		平成 11 年 12 月
検 査 証 満 了 日		令和 8 年 9 月 10 日
走行距離（R7.11.13）		74,158km
最低売却予定価格		440,000 円（消費税込み）

※詳細は、別紙仕様書のとおりです。ただし、施設内の移動等のため、走行距離は増加することがあります。

2 売却条件等

次に掲げる条件をすべて承諾のうえ、お申込みください。

- （１）車両引き取り及び登録又は、解体処分・輸送等に係る費用については、すべて落札者の負担となります。
- （２）車両の引渡しは、付属品も合わせた引渡しとなるため、「5 入札物件の公開」において確認してください。
- （３）車両は、保管場所からの現状渡しとし、売却物件に隠れた瑕疵があっても、当組合はその責めを負いません。
- （４）入札に参加した者は、当該売却物件の内容を十分に確認したものとします。
- （５）入札等手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- （６）本入札及び契約後において、不正又は不誠実な行為があった場合は、適切な措置を講じるものとします。
- （７）落札者決定後は、要領等の内容の不明確を理由として異議申し立てを行うことはできません。
- （８）当組合は売却物件につき、瑕疵担保及び危険負担の責は、契約締結日以降これを負わないものとします。
- （９）入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報、入札事務のみに使用します。
- （１０）この説明書に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合財務規則、当組合競争契約入札心得、当組合郵送入札実施要綱によるもの

とします。

3 入札参加申込資格

- (1) 上球磨消防組合構成町村（多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町）に住所を有する個人・事業所を有する法人（営業所を含む）
- (2) 次のいずれかに該当する者を除きます。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
 - ウ 市町村税等に滞納がある者（法人の場合は、法人及びその代表者に市町村税等の滞納がある者）

4 入札参加の申込

- (1) 受付期間 令和 7 年 11 月 21 日（金）から
令和 7 年 12 月 19 日（金）まで
期間内の平日 午前 9 時 00 分から正午まで
午後 1 時 00 分から午後 4 時 30 分まで
郵送の場合は、受付期間内必着（消印不可）としますので、
ご注意ください。
- (2) 受付場所 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 3146 番地 1
上球磨消防組合消防本部 警防課
- (3) 受付方法 持参又は郵送
- (4) 申込書類
 - ア 一般競争入札会参加申込書（印鑑登録証明書又は代表者の印で押印。）
当組合ホームページ上に掲載しています。
 - イ 公的機関が発行する証明書（直近 3 か月以内のもの）
個人の場合・・・住民票、身分証明書（禁治産、準禁治産、破産の宣告を受けていないことの証明書）、印鑑登録証明書
法人の場合・・・印鑑証明書、法人登記簿謄本の写し又は登記事項証明書の写し
 - ウ 住所（所在地）のある自治体において税金の未納・滞納がないことを証

明するもの（完納証明書※発行されない自治体は納税証明書）又はその写し（直近3か月以内のもの）

エ 110円切手を貼付した返信用封筒

資格確認結果の通知をしますので、宛名・住所をご記入ください。

なお、持参の場合は、必要ありません。

（5）入札参加資格の確認及び申込結果の通知

入札参加資格の確認は、申込書の提出期日をもって行います。申込みがあった場合は、関係書類を審査し、参加資格がある方には受付印を押した一般競争入札参加申込書の返却によって通知します。資格がない方には、受付印の欄に資格がない旨を記し通知します。

（6）その他

申込書については、当組合ホームページ上からダウンロードしたもの又は当組合警防課にて配布したものを使用してください。

なお、申込書類一式については、返却しません。

5 入札物件の公開

（1）物件の公開は、次の期間、場所において行います。

ア 公開期間 令和7年11月21日（金）から

令和7年12月19日（金）まで

期間内の平日 午前9時00分から正午まで

午後1時00分から午後4時30分まで

イ 公開場所 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 3146 番地 1

上球磨消防組合消防本部

（2）物件確認を希望する者は、事前に氏名及び確認を希望する日時を警防課へ連絡し、担当者と日程調整を行ってください。電話での車両に関する質問は一切受け付けません。

（3）物件の確認をしなくとも入札には参加できますが、物件に関するすべての事項に了承されているものとみなします。

6 入札申込（参加資格通知後）

（1）提出期限 令和8年1月5日（月）から

令和8年1月13日（火）17時00分まで

（2）提出先 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 3146 番地 1

上球磨消防組合消防本部 警防課

（3）提出方法 持参又は郵送

郵送の場合、必ず一般書留、簡易書留又は配達記録郵便でご提

出ください。提出期限までに提出先に届いていないものはすべて無効とさせていただきます。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書（申込みをして、受付印が押印してあるもの）

イ 開札立会申請書

開札立会いを希望する場合、提出してください。立会いが承認された場合、開札立会承認書を開札日前日までに、電子メールにて送信します。

ウ 入札書

（ア）記名押印を忘れずに、申込時に提出した印鑑登録証明書又は印鑑証明書の印鑑を使用してください。

（イ）算用数字を使用してください。

（ウ）入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。（消費税を含まない金額）

（エ）一度提出した入札書の変更又は取消しは認めません。

（オ）入札書は当組合ホームページ上からダウンロードしたもの又は当組合警防課にて直接配布したものとします。

（カ）入札書用封筒（記入方法にあっては、「入札用封筒記入例」を参照）内に入れて提出してください。

(5) 入札に係る事項

ア 売却予定価格以上の金額で入札してください。

イ 誤った記入や不足がある入札は、無効となります。間違えがないようご注意ください。

ウ 記入は黒色ボールペン等容易に消すことができないもので行ってください。

(6) 入札の辞退

入札参加申込み後において入札を辞退することとなった場合は、入札辞退届を担当者に提出してください。

(7) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。落札決定後、契約締結後に判明した場合も無効とし、契約の解除をする場合があります。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 記名押印を欠く入札

ウ 金額を訂正した入札

エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

オ 明らかに連合によると認められる入札

カ 2以上の意思表示をした入札

キ その他、郵送入札心得の無効の入札に該当するとき

(8) その他

申請書等については、当組合ホームページ上からダウンロードしたもの又は当組合警防課にて配布したものを使用してください。

なお、入札書類一式については、返却しません。

7 開札

(1) 開札日時 令和8年1月15日(木) 午前10時00分

(2) 開札場所 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 3146 番地 1
上球磨消防組合消防本部 2 階

(3) 立 会 い 希望者がいない場合、当該入札事務に関係のない職員1名を選定し、立会人とします。

8 落札者の決定

入札を行った者のうち、最低売却予定価格以上で最高の金額をもって入札した者が落札者となります。(同額の場合は、来庁していただきくじ引きにて落札者を決定いたします。来庁日については、対象者と協議し決定します。)

9 入札結果の公表

8の落札者決定後、落札者にのみ連絡いたします。売却物件の物件名、落札者及び落札金額等の入札結果については、上球磨消防組合ホームページにおいて公表します。(落札者については「個人」又は「法人」と表記します。)

10 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

11 契約の締結

(1) 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に別添「売買契約書」を当組合に提出し、契約を締結してください。

(2) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が、当組合の指名停止などの措置を受けた場合は、契約を締結しません。

(3) 落札者は、契約締結後10日以内に契約金額(消費税込み)を当組合が発行する納入通知書により当組合指定の金融機関で一括して納付してください。

- (4) 落札者は、物件引渡しの完了以前に、次に掲げる行為はできないものとします。
- ア 売却物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡すること。
 - イ 売却物件に新たな物品を設置すること。
 - ウ 売却物件の形質を変更すること。
- (5) 落札者は、入札物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができません。
- (6) 落札者が落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しません。
- (7) 落札者が契約を締結しないときは、当該入札に参加した予定価格（最低売却価格）以上で有効な入札を行った次順位者と随意契約をすることができます。この場合において、当該契約の締結は、落札金額（落札者が入札した金額）にて行うものとし、当初の競争入札に付するときに定めた条件は変更しません。
- (8) 契約締結及び履行に関して必要な費用は、全て落札者の負担とします。

12 契約の解除

- (1) 落札者が次のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができます。
- ア 契約期間内に契約を履行せず、又は履行の見込みがないと明らかに認められる場合
 - イ 契約の履行について、不正な行為があった場合
 - ウ 前2号に定める場合を除くほか、落札者が契約に違反した場合
- (2) 前項の規定によって契約を解除する場合は、落札者は、売却代金の100分の10の額を違約金として当組合に支払わなければなりません。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

13 物件の引渡し

- (1) 購入代金納付完了後、引渡しを行うものとします。ただし、仮引渡しとし、本引渡しまでは所有権は移転しません。
- (2) 引渡しの日時は、双方協議のうえ決定します。
- (3) 車両の運送については、落札者の責任のもとで行ってください。また、車両の輸送等に要する経費はすべて、落札者が負担してください。
- (4) 現状渡しとし、仮引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わないものとします。

14 引渡し後の手続き

(1) 下記のアもしくはイをもって本引渡しとします。

ア 車両を解体処分する場合

契約者はその責任において契約物件の解体処分を行ってください。なお、抹消登録等の分かる書類に、解体状況が確認できる写真を添付し、引渡しの日から 60 日以内に当組合警防課に提出してください。

イ 車両を再登録等（再利用）する場合

契約者は、一時抹消登録等の手続きを行い、手続き完了を証する書類を物件引渡し後、14 日以内に当組合警防課に提出してください。また、その際に一時抹消登録の分かる書類と併せて、車両に記載された名称等の削除、消防章、赤色警光灯及びサイレンアンプ等の撤去を確認できる写真（車両の全周囲 5 面）を添付してください。

(2) その他

ア 車両の契約、登録等の諸手続き、運搬、引渡しに係る一切の費用は落札者が負担してください。

イ 車両の移転登録（車両の所有者、車両番号の抹消登録及び自賠責保険の名義変更等）に係る手続きは落札者に委任することとし、落札者の責任において行ってください。なお、構造等変更検査の可否については、これを保証しません。

ウ 売却、登録に伴う公租公課等は、落札者の負担とします。

15 入札に関する質問

当該入札に対する質問は、次のとおり書面により質問してください。

(1) 提出期間 令和 7 年 11 月 21 日（金）から

令和 7 年 12 月 19 日（金）まで

期間内の平日 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

(2) 提出場所 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 3146 番地 1

上球磨消防組合消防本部 警防課

(3) 提出方法 F A X 又は電子メールにて受け付けます。

（ただし、必ず確認の電話をしてください。）

(4) 質問による回答 令和 7 年 12 月 26 日（金）までに、参加申込書提出者全員に F A X 又は電子メールにて行います。

16 問合せ先

上球磨消防組合 警防課

所 在 地 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 3146 番地 1

電話番号 0966-42-3183（直通）

F A X 0966-42-2547

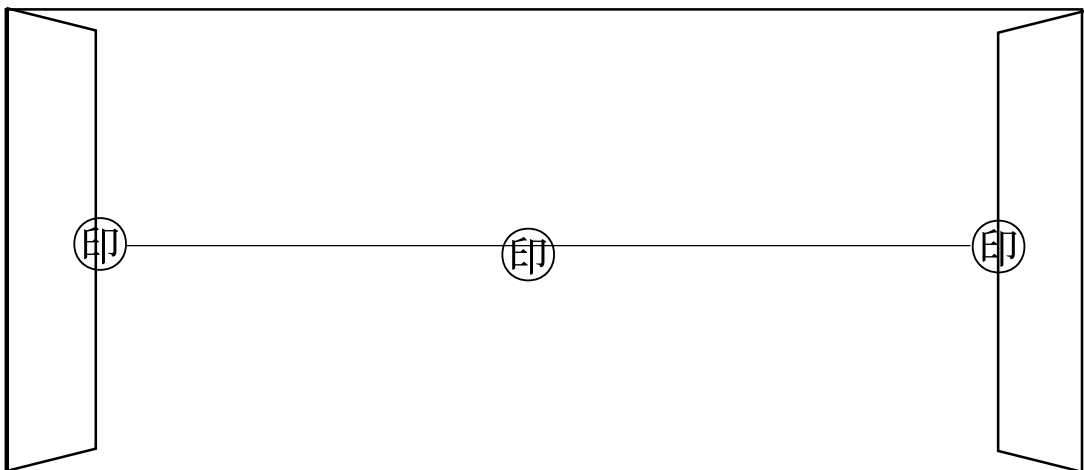
E-m a i l keibou@kmkml19.jp

入札用封筒記入例

表

入 札 書	
上球磨消防組合 警防課 宛	
事業名 令和7年度公有物件（ユニック付3 tトラック）売却事業	
住所（所在地）	
氏名（法人の場合は商号及び代表者名）	⑨

裏



※封筒には入札書のみ入れること。